

京都市分譲マンション管理計画の認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づく管理計画の認定等の実施に関して、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者等 法第2条第4号に規定する者をいう。
- (2) 管理計画 法第5条の3に規定するマンションの管理に関する計画をいう。
- (3) 認定管理者等 法第5条の5に規定する者をいう。
- (4) 認定管理計画 法第5条の8に規定する管理計画をいう。
- (5) 管理計画認定マンション 法第5条の8に規定するマンションをいう。

(管理計画の認定基準に係る適合確認)

第3条 法第5条の3第1項に定める管理計画の認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請を行う前に、法第5条の4各号に掲げる基準に適合することについて、公益財団法人マンション管理センターの確認を受け、事前確認適合証の交付を受けなければならない。

(管理計画の認定申請)

第4条 申請者は、規則第1条の2第1項に定める認定申請書（規則別記様式第1号）に、規則第1条の2第1項各号に掲げる書類及び前条の規定により交付を受けた事前確認適合証を添えて市長に提出しなければならない。

(管理計画の認定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る管理計画が法第5条の4に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定を行うものとする。

(管理計画の認定の通知)

第6条 市長は、前条の認定をしたときは、規則第1条の6に定める認定通知書（規則別記様式第1号の2）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(管理計画の変更の認定の申請)

第7条 認定管理者等は、認定管理計画の変更(規則第1条の9に規定する軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則第1条の10に定める変更認定申請書(規則別記様式第1号の5)に認定管理計画の添付書類のうち変更に係るものを市長に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の管理計画の変更の認定について準用する。

(変更の認定の通知)

第8条 市長は、前条の認定管理計画の変更の認定をしたときは、規則第1条の11に定める変更認定通知書(規則別記様式第1号の6)により、認定管理者等に通知する。

(管理の取りやめ)

第9条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書(様式第1号)を提出するものとする。

(報告の徴収)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、法第5条の8の規定により、認定管理者等に対し、管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めることができる。

2 認定管理者等は、市長が前項の規定に基づき報告を求めたときは、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書(様式第2号)により報告しなければならない。

(改善命令)

第12条 市長は、認定管理者等が認定管理計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認めるときは、法第5条の9の規定により、当該認定管理者等に対し、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消し)

第13条 市長は、次に掲げる場合には、法第5条の10の規定により、第5条の認定(第8条の変更の認定を含む。)を取り消すことができる。

- (1) 認定管理者等が前条の規定による命令に違反したとき。
- (2) 認定管理者等から、第9条に基づく管理の取りやめの申し出があったとき。
- (3) 認定管理者等が不正の手段により第5条の認定(第8条の変更の認定を含む)を受けたとき。

(その他)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、住宅室長が別に定める。

附 則（令和4年8月22日都市計画局住宅政策担当局長決定）

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。